

江別市一般廃棄物処理基本計画に基づく取り組みについて

1 ごみ処理手数料(指定ごみ袋)の見直しについて

(1) 経過

- 家庭ごみ有料化を平成16年10月から実施し、指定ごみ袋は2円/リッル(処理原価3割負担)とした。
- 令和元年度に、市の「使用料・手数料」の見直しに合わせて、環境クリーンセンターの「ごみ直接搬入処理手数料」を改定した。(家庭系 150 円/kg・事業系 200 円/kg)

(2) 現状

- 環境クリーンセンターの長期包括委託費(固定費と変動費の合算)の年額は、令和4年4月の契約延長に伴い、これまでの約9億9千万円から約12億6千万円に変更となったことから、契約満了の令和18年度まで毎年2億7千万円の増加となる。
- 家庭ごみの収集運搬については、収集体制を維持するためには、近年の物価と賃金の上昇を踏まえ、委託費の増加が必要となる。
- 令和4年度から行われている環境クリーンセンターの延命化工事に約33億円、新最終処分場の造成に約28億円を要する。

(3) 検討事項(別添 資料2-1、2-2)

- 江別市一般廃棄物処理基本計画の基本方針4－2に基づき、今後のごみ処理を安定的に進めて行くため、ごみ処理手数料(指定ごみ袋)の見直しについて検討する。
 - ・令和4年度以降のごみ処理費等を推計し、家庭系ごみ負担割合を現状と同様に3割とした場合、指定ごみ袋の単価は3.3～3.6円/リッルとなる。

(4) 他市状況(道内3円/リッル以上の主な市)

自治体名	1リットル当たり手数料	改定時期
網走市	3.2 円	平成17年4月
帯広市	3.0 円	平成16年10月
恵庭市	可燃 3.0 円 不燃 4.0 円	可燃:令和4年4月 不燃:令和2年4月
室蘭市	3.0 円	令和4年4月
北広島市	3.0 円	令和6年4月

2 紙おむつに係るごみ処理手数料減免方法の見直しについて

(1) 経過

- 家庭ごみ有料化(平成16年10月)の実施時から、生活保護世帯のごみ処理手数料の減免を実施した(指定ごみ袋の給付)。
- 紙おむつ処理の経済的負担の軽減を図るため、平成22年10月から子育て世代や障がい者、要介護者(平成30年4月から要介護度4を3に拡大)を対象にごみ処理手数料の減免を拡大した。

(2) 現状

- 紙おむつに係るごみ処理手数料の減免の対象
 - ・子育て区分:2歳未満の乳幼児
 - ・介護区分:要介護3以上の方
 - ・障害区分:身体障害者手帳1級及び2級の方
- 減免の対象者以外でも、紙おむつを使用している市民が多数おり、今後、高齢化の進行に伴い対象者の増加が予想される。

(3) 検討事項

- 江別市一般廃棄物処理基本計画の基本方針3-2に基づき、紙おむつに係るごみ処理手数料の減免方法を、指定ごみ袋の給付から紙おむつの無料収集に変更するなど、実態に即して検討する。

(4) 紙おむつに係るごみ処理手数料減免実績(R1～R4)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
子育て区分	件数	852	827	819	803
	枚数	171,200	173,700	174,190	169,490
介護・障害区分	件数	323	331	318	365
	枚数	30,390	30,320	30,060	31,900

3 ごみ収集日の見直しについて

(1) 経過

- 平成22年10月から、収集の効率化と市民の利便性の向上を図るため次のとおりごみ収集日を変更した。
 - ・不燃ごみの収集を週1回から月2回
 - ・危険ごみの収集を、月1回から月2回(資源物と同時に収集することとした。)
- 令和2年10月から、収集作業における労働環境改善のため、土曜日の収集を廃止した。

(2) 現状

- 1週間に収集日が4回となる月がある。
(可燃ごみ(週2回)、不燃ごみ(月2回)、資源物・危険ごみ(月2回)を全て違う曜日で収集しているため。)
- ペットボトル(資源物)について、収集日を増やしてほしいとの要望がある。
(リサイクルセンターでの選別・洗浄作業の負担軽減と容器包装リサイクル協会へ引渡す基準の確保のため、潰さないで排出するよう周知を行っていることから、容量が大きくなるため。)

(3) 検討事項 (別添 資料2-3)

- 江別市一般廃棄物処理基本計画の基本方針4-1に基づき、市民の利便性向上と効率的な収集体制について次のとおり検討する。
 - ・不燃ごみ(月2回)を資源物・危険ごみ(月2回)と同じ曜日にすることで、週3回の収集日とする。
 - ・これまでの資源物・危険ごみの収集に加え、排出量の少ない不燃ごみ月2回の収集日のうち1回をペットボトル専用の収集日に変更して、市民の排出利便性を向上させる。

(4) 他市状況

自治体	可燃	不燃	資源	容リプラ
札幌市	2回/週	1回/月	1回/週	1回/週
北広島市	2回/週		1回/週	可燃不燃同時
恵庭市	2回/週	1回/月	3~4回/月	—
千歳市	2回/週	1回/週	1回/週	不燃同時
石狩市	2回/週	1回/週	3~4回/月	—
江別市	2回/週	2回/月	2回/月	—

4 古着・古布及び小型家電の拠点回収の見直しについて

(1) 経過

- 小型家電は、小型家電リサイクル法に基づき、平成26年9月から公共施設6か所で回収を開始した。(令和2年3月から回収対象をパソコン等の特定対象品目に限定した。)
- 古着・古布は、古着の資源化の動きが広まる中、資源化を啓発するため、平成26年6月から公共施設6か所で開始するとともに、集団資源回収での回収を進めてきた。

(2) 現状

- 小型家電は、民間業者による回収が行われている。
 - ・(株)マテック:じゅんかんコンビニ2カ所(向ヶ丘・大麻元町)
リサイクルステーション1カ所(上江別)
 - ・リネットジャパンリサイクル(株):宅配回収
- 古着・古布は、市内の(株)マテックのじゅんかんコンビニでの回収のほか、集団資源回収においても実施されている。

(3) 検討事項

- 拠点回収は開始から10年が経過し、市民の資源化に対する意識啓発が進められ、民間回収や集団資源回収での回収が進んでいることを踏まえ、事業の見直しを検討する。

(4) 古着・古布及び小型家電資源化量

(単位:トン)

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小型家電	江別市	回収量	28	28	※ 8	6
	民間資源化	資源化量	26	27	4	3
古着・古布	江別市	回収量	25	30	31	22
	民間資源化	資源化量	23	30	30	22
	じゅんかんコンビニ	じゅんかんコンビニ	211	87	89	250
	集団資源回収	集団資源回収	78	70	88	80

※ 令和2年3月から回収対象を国のガイドラインが指定するパソコン等の特定対象品目に限定したため、大きく減少している。(サイズ 45cm×45cm → 45cm×15cm)